

# 豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程

平成28年 4月 1日制定

改正平成30年12月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、豊橋創造大学学則（以下「学則」という。）に基づき、保健医療学部理学療法学科（以下「本学科」という。）における授業科目の履修及びそれに関する事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則別表1-1のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、学則第10条に定めるところにより、履修し単位を修得しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

(年次別・学期別履修)

第4条 授業科目が年次別又は学期別に配当されている場合は、当該年次又は当該学期にならなければその科目を履修することができない。ただし、本学科で特に定めた場合は、その限りではない。

(履修登録の上限)

第5条 授業科目の履修にあたっては、系統的かつ総合的な学修を考慮し、無計画な履修を避けるために、年次・学期別に履修できる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(履修登録の取消)

第6条 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部GPA制度に関する要綱に定める算定対象科目のうち、本学科の必修科目以外の履修登録科目については、受講目的が達成されないなどの理由から別に定める履修登録取消期間内に限り、履修の登録を取り消すことができる。

2 履修を取り消した科目に替え、新たな授業科目の履修登録はできない。

(成績評価と単位の授与)

第7条 学則第11条に定めるところにより、授業科目の試験等の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評価をもって表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 試験等を欠席またはレポート等課題の未提出の場合は欠、出席不良等により成績評価不能の場合は失とし、不合格とする。

3 授業科目を履修し、試験等に合格した者に、それぞれ授業科目所定の単位を与える。不合格の者には単位を与えない。

4 本学科の1年次に入学した学生が、入学する前に他大学等において履修した授業科目について修得した単位（以下「既修得単位」という。）を、本学科における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。認定した単位については、成績評価を行わず認とする。

5 本学科の自由科目および本学科以外の授業科目を履修した場合には、その単位を卒業要件外単位とし、成績評価を行わず履とする。

6 学則第27条により、学期の途中で除籍処分となった場合は、その時点で全科目の成績を無効とする（既修得単位の認定）

第8条 第7条第4項の既修得単位の認定は、学則第12条並びに豊橋創造大学単位認定に関する規程の定めるところによる。

2 前項の規定による単位認定を受けようとする者は、単位認定申請書を、所定の期日までに教務委員長に提出しなければならない。

(試験)

第9条 試験は、豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科試験実施要綱の定めるところによる。

2 レポート等課題は前項の規定を準用する。

(再履修)

第10条 授業科目のうち不合格のものは、再履修することができる。

2 再履修には、改めて所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

(進級及び卒業)

第11条 各学年への進級は、豊橋創造大学保健医療学部進級卒業判定規程に基づくものとする。

2 卒業は、学則第30条並びに豊橋創造大学保健医療学部進級卒業判定規程に基づくものとする。

(成績評価の照会)

第12条 学生は成績評価に関して疑義が生じた場合、どのような基準・方法で成績が評価されたかについ

て照会を求めることができる。

- 2 成績評価の照会を行おうとする者は、成績発表の日から1週間以内（最終日が休業日にあたるときは翌日まで）に「成績評価確認願（別紙1）」を提出しなければならない。
- 3 教務課は、「成績評価確認願」を受理したときは、授業担当教員に確認依頼を行うものとする。
- 4 確認依頼を受けた教員は、教務課を通して速やかに当該学生に回答を行うものとする。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は、豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程細則に定めるところによる。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。